

り災証明申請書

No. _____

南相馬市長

年 月 日

(以下□には、レでチェックしてください。)

申請者 (世帯主・所有者)	住 所		
	電話番号		
	(現在の連絡先)		
	電話番号		
	(ふりがな) 氏 名		
窓口に来られた方 (申請者と同じ場合は 記入不要)	住 所		
	電話番号		
	(ふりがな) 氏 名	申請者との 関係	☐ 所有者 ☐ 同一世帯人 ☐ 相続人 ☐ 入居者 ☐ その他(委任状が必要)
被災家屋区分	☐ 住 家 ※住家とは、実際に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用しているものをいう。)のために使用している建物をいいます。 ☐ 非住家 ※非住家とは、物置・倉庫・納屋などの住家以外の建物をいいます。		
被災住家の所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)			
被災非住家の所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)			
り災原因	年 月 日の による		
被害の内容	☐ 内壁・外壁のヒビ ☐ 内壁・外壁の崩落 ☐ 床下浸水	☐ 基礎のヒビ ☐ 基礎の崩落 ☐ 床上浸水	☐ 屋根瓦のずれ ☐ 屋根瓦の崩落 ☐ その他()
※委任による申請 の場合 委任状 (委任者本人が記入)	私は、_____を代理人と定め、令和 年 月の被害に係る り災証明書の申請及び受領に関する一切の権限を委任します。 令和 年 月 日 委任者氏名 _____ 印 (受任者との関係: _____) 住民票住所 _____		
自己判定方式	☐ 自己判定方式による、判定判定(「一部損壊(10%未満)」)に同意します。 ※自己判定方式とは、被害写真のみで判定するものをいいます。		

※ 以下の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
 (「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、
 「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります。)

り災証明書の 交付方法	☐ 窓口 ☐ 郵送 (住所: _____) (宛先: _____)	受付者 _____
----------------	---	--------------

※ り災証明申請書及び証明書の内容については、庁内の被災者支援制度を有する関係部署と共有します。【裏面あり】

☐ 現地調査(一次調査)について、調査員が敷地内に立ち入ることに同意します。
※ 調査を希望する家屋については、位置図に「調査希望」と記入してください。

蔵
(調査希望)

☐ 住民票構成員と同じ

[illegible]